

監査人の独立性チェックリスト

平成17年3月10日

改正 平成23年3月29日

最終改正 平成28年4月28日

日本公認会計士協会

利用上の留意事項について

本チェックリストは、監査事務所における品質管理の手続として監査事務所や業務従事者及び独立性の規定の対象となる他の者の独立性の保持に関する方針と手続を策定するに際し、その参考に資するため、監査人の独立性に関する法令等を集約し、チェックリスト形式によりまとめたものである。

本チェックリストは、[法令編]及び[倫理規則編]に分かれており、利用に際しては、以下のことに留意していただきたい。

1. 法令及び規則の規定を適切に解釈し遵守するという趣旨から、「はい」又は「該当あり」となる可能性がある場合には、直接規定に当たり、規定内容を確認すること。

また、「独立性に関する法改正対応解釈指針」や「職業倫理に関する解釈指針」も併せて参照すること。

2. 本チェックリストのうち、[倫理規則編]については、チェック項目により、独立性に対する阻害要因の重要性の程度が許容可能な水準にまで軽減できない場合と、セーフガードを適用することにより独立性に対する阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減できる場合があること。

許容可能な水準にまで軽減できない項目については、「阻害要因の重要性」の欄に「●」印が記載されており、当該項目が「該当あり」となる場合は、いかなるセーフガードを適用しても、独立性が損なわれること。

許容可能な水準にまで軽減できる項目については、「阻害要因の重要性」の欄は無印となっており、当該項目が「該当あり」となる場合は、独立性の阻害要因に対して、セーフガードを適用し、阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければ、独立性が損なわれること。

また、セーフガードの適用の有無の検討過程及び結論を文書化しなければならないこと（独立性に関する指針第29項参照）。

3. 本チェックリストにおいて「依頼人」と記載しているものは「監査業務の依頼人」を意味すること。また、当該依頼人には、関連企業等が含まれること（独立性に関する指針第27項参照）。

なお、監査業務契約を締結するに当たっては、本チェックリストによる独立性の確認だけでなく、規則に定められた基本原則等の遵守すべき事項についても確認する必要があることを申し添える。

また、本チェックリストの各シートについて、事務所内のどの者がどのシートの対象となるのかを、以下の付表に示している。本研究報告を利用する際の参考としてご利用いただきたい。

以 上

(付表)

			法令編				倫理規則編		
			公認会計士 用	監査法人用	監査法人・ 社員用	監査補助者 用	会計事務所 等用	チーム 構成員用	会計事務所 等のその他 の構成員用
監査法人	事務所自体		-	○	-	-	○(※2)	-	-
	社員		-	-	○	○(※1)	-	○(※3)	○(※4)
	社員以外の者	監査補助者	-	-	-	○	-	○(※3)	○(※4)
		その他 (事務職員を含む。)	-	-	-	-	-	-	○(※5)
公認会計士 (個人)	監査責任者		○	-	-	-	○(※2)	○(※3)	-
	監査責任者 以外の者	監査補助者	-	-	-	○	-	○(※3)	○(※4)
		その他 (事務職員を含む。)	-	-	-	-	-	-	○(※5)
	委託審査担当者		○	-	-	-	-	○	-

独立性チェックリストの利用に当たっては、以下の事項に留意する。

※1. 監査業務に補助者として従事している社員は、「監査補助者用」にもチェックを行う。

※2. 「会計事務所等用」の独立性のチェックに当たっては、当該事務所とネットワーク関係（実質支配従属関係を含む。）にある税理士事務所やコンサルティング会社等を含めた確認を行う。

※3. 「チーム構成員用」の独立性のチェックは、自分が関与又は従事している監査業務についての確認を行う。

※4. 「会計事務所等のその他の構成員用」の独立性チェックリストは、自分が関与又は従事していない監査事務所の監査業務についての確認を行う様式である。監査事務所の全ての監査業務に関与又は従事している場合には、当該様式を利用する必要はない。公認会計士（個人）の監査責任者が「-」となっているのは、そのためである。

※5. 「会計事務所等のその他の構成員用」の独立性チェックリストは、監査事務所の構成員であるが監査業務に従事していない者（事務職員を含む。）について独立性の確認を行う様式でもある。